

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード&りそな Mastercard 加盟店規約（通信販売【含 E C】用）

第3条（表明・保証）	第3条（表明・保証）																																						
<p>2. 加盟店は、当社に対し本規約締結にあたり、加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）または（1）の各号のいずれかにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または（1）の各号のいずれにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して（2）の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、本規約に基づく取引が停止されること、また直ちに本規約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店（加盟店の役員・従業員は含まない）は賠償しなければならないものとします。</p>	<p>2. 加盟店は、当社に対し本規約締結にあたり、加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）または（1）の各号のいずれかにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または（1）の各号のいずれにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して（2）の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、本規約に基づく取引が停止されること、また直ちに本規約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店（加盟店の役員・従業員は含まない）は賠償しなければならないものとします。</p>																																						
<p>第22条（立替払等）</p>	<p>第22条（立替払等）</p>																																						
<p>4. 加盟店は、商品発送日から2か月を経過した売上債権について、当社は無条件で立替払いを拒否することができるものとします。</p>	<p>4. 商品発送日もしくはサービス提供日から 30 日を経過した売上債権について、当社は無条件で立替払いを拒否することができるものとします。</p>																																						
<p>第24条（支払方法）</p>	<p>第24条（支払方法）</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>信用販売の種類</th> <th>取扱期間</th> <th>締切日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)</td> <td>通 年</td> <td>15日</td> <td>翌月15日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボーナス一括払い販売</td> <td>夏期</td> <td>12月16日～6月15日</td> <td>6月末日 8月5日、 8月15日</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>7月16日～11月15日</td> <td>11月末日 1月5日、 1月15日</td> </tr> <tr> <td>2回払い販売</td> <td>通 年</td> <td>15日</td> <td>翌月末日、 第1回分 翌月15日、 第2回分 翌々月15日</td> </tr> </tbody> </table>	信用販売の種類	取扱期間	締切日	支払日	1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)	通 年	15日	翌月15日	ボーナス一括払い販売	夏期	12月16日～6月15日	6月末日 8月5日、 8月15日	冬期	7月16日～11月15日	11月末日 1月5日、 1月15日	2回払い販売	通 年	15日	翌月末日、 第1回分 翌月15日、 第2回分 翌々月15日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>信用販売の種類</th> <th>取扱期間</th> <th>締切日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)</td> <td>通 年</td> <td>15日</td> <td>翌月15日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボーナス一括払い販売</td> <td>夏期</td> <td>12月16日～6月15日</td> <td>6月末日 8月5日、 8月15日</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>7月16日～11月15日</td> <td>11月末日 1月5日、 1月15日</td> </tr> <tr> <td>2回払い販売</td> <td>通 年</td> <td>15日</td> <td>翌月末日</td> </tr> </tbody> </table>	信用販売の種類	取扱期間	締切日	支払日	1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)	通 年	15日	翌月15日	ボーナス一括払い販売	夏期	12月16日～6月15日	6月末日 8月5日、 8月15日	冬期	7月16日～11月15日	11月末日 1月5日、 1月15日	2回払い販売	通 年	15日	翌月末日
信用販売の種類	取扱期間	締切日	支払日																																				
1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)	通 年	15日	翌月15日																																				
ボーナス一括払い販売	夏期	12月16日～6月15日	6月末日 8月5日、 8月15日																																				
	冬期	7月16日～11月15日	11月末日 1月5日、 1月15日																																				
2回払い販売	通 年	15日	翌月末日、 第1回分 翌月15日、 第2回分 翌々月15日																																				
信用販売の種類	取扱期間	締切日	支払日																																				
1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)	通 年	15日	翌月15日																																				
ボーナス一括払い販売	夏期	12月16日～6月15日	6月末日 8月5日、 8月15日																																				
	冬期	7月16日～11月15日	11月末日 1月5日、 1月15日																																				
2回払い販売	通 年	15日	翌月末日																																				

第25条(返品)	第25条(返品)
(2) 加盟店は、前号にかかわらず、当社から別途の指示があった場合は、それに従うものとします。	(2) 加盟店は、前号にかかわらず、当社から別途の指示があった場合は、それに従うものとします。 また、当社から立替金の返還の請求あるいは債権買戻し請求があった際には当社の承諾なく、会員に返金を行わないものとします。
第28条(立替払金の返還等(買戻し)の特約)	第28条(立替払金の返還等(買戻し)の特約)
(7) 第26条第1項の会員との紛議が解決されない場合	(7) 第26条第1項 および提携組織の規則等に基づく 会員との紛議、 トラブル等 が解決されないと 当社が判断した 場合
(10) 会員から売上債権に関し、カード利用の否認があった場合	(10) 会員 もしくはカード発行会社 から売上債権に関し、カード利用の否認があった場合
6. 当社は、本規約に基づき加盟店に立替払いをした売上債権のうち、第13条第3項の会員認証手続の結果が認証成功または未登録であった申込による売上債権については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項第10号に基づく返還等の請求を行わないものとします。 (1) 理由の如何を問わず会員認証手続の結果が当社に到達しなかった等、当該売上債権に関連して本規約の規定に対する違反がある場合 (2) その他当社が不適当と認めた場合	6. 当社は、本規約に基づき加盟店に立替払いをした売上債権のうち、第13条第3項の会員認証手続の結果が認証成功または未登録であった申込による売上債権については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項第10号に基づく返還等の請求を行わないものとします。 (1) 理由の如何を問わず会員認証手続の結果 (オーソリゼーションならびに売上ともに) が当社に到達しなかった等、当該売上債権に関連して本規約の規定に対する違反がある場合 (2) その他当社が不適当と認めた場合
第31条(提携組織の規則等の遵守)	第31条(提携組織の規則等の遵守)
4. 提携組織が、加盟店側の事由に起因して、当社に違約金、反則金等(名称の如何は問わないものとします)を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金等の額と同額の金員を当社に支払うものとします。	4. 提携組織が、加盟店側の事由に起因して、当社に違約金、反則金、 手数料 等(名称の如何は問わないものとします)を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金、 手数料 等の額と同額の金員を当社に支払うものとします。
第42条(調査)	第42条(調査)
④ 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、 当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認め たとき	④ 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する調査を実施する必要があると認め た とき
(2022年4月改定)	(2023年6月改定)